

(仮称) 小金井市保育計画 (素案)
～ 第5章 ～

第5章 今後の施策の方向性（素案（骨子））

1 保育の質の維持・向上に向けて

保育の質の維持・向上に当たっては、各現場で目の前の実際の子どもの姿をもとに、保育実践をより良いものにしていく取組が日常的・継続的に行われることが重要です。

市は、子どもの最善の利益を保障するため、保育現場の保育者一人ひとりの自らの資質や専門性の向上を図る取組を支援するとともに、市として次の取組を推進することで、地域全体の保育の質の維持・向上を図ります。

(1) 保育の質について

① 保育の質ガイドラインの活用

市内のあらゆる保育現場において保育者の一人ひとりが、本計画の第4章において示された「保育の質ガイドライン」を保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みと理解し、職員間で共有・活用することで、日々の保育における保育の質の向上を図ります。

市は、保育サービスの維持・向上に責任のある立場として、この保育の質のガイドラインに基づき、保育施設等との連携を密にし、保育所保育の質の維持・向上を目指し必要な支援を行います。また保育者研修などへの活用を推進するとともに、市内保育施設における保育の質を確保する指標として広く市民に対して公開することとします。

② 保育者の研修

市は、市全体の保育の質・専門性の向上を図るために、保育者に必要な研修会や学習会への参加の機会の確保に努めるよう各保育施設に働きかけます。また、保育施設間の交流・連携が各園または保育士個人に拠ることになっている現状を鑑み、市が主体となって連絡会や研修会を開催するなど、体系的な取り組みを推進し、保育施設間の交流・連携の強化を図り、市内の保育士等の資質の向上や保育実践上のノウハウやスキルの共有化につなげていきます。

③ 各種評価の実施

福祉サービス第三者評価の受審費用の助成を継続し、外部評価の受審を促します。これにより、統一的な基準による客観的な評価を受け、その評価結果を公表することで、各園での保育の質の維持・向上を促進します。

また、国の「保育所における自己評価ガイドライン」の積極的な活用を推進します。

(2) 保育士の確保

保育の質の維持・向上において、重要となる保育士の確保については、市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策等について最大限活用を図るほか、東京都社会福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。

また、就職フェア等東京都が行うその他保育者確保事業に積極的に参加・協力を行うほか、市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます。

(3) 市内保育業者等との連携・幼保小連携

① 保育分野における巡回支援・ネットワークづくり

保育分野における保育士等で構成される巡回支援チームを編成し、市内各園の巡回を行うことで、各園における保育の現状や課題、課題解決に向けた取り組み等について、巡回支援チームとして情報

の蓄積を行うとともに、その施設の形態から職員数が限定される特定地域型保育事業や認可外保育施設を中心に巡回支援を行うことで、さらなる質の向上を図ります。

また、巡回支援チームを含めた保育者全体の専門性の向上を図るため、(仮称)幼児教育・保育アドバイザーの設置等、さらなる体制整備を推進します。

さらに、日々の保育の現場における課題や取り組み事例に関して、園を超えて共有を図るため、主任保育士など現場の保育士を対象とした情報交換の場の構築について検討を行います。

② 幼保小の連携

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小連携を推進していきます。

2 多様な保育ニーズへの対応

多様な保育ニーズへの対応については、市民から特に期待が大きくなっています。

しかしながら、「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見（小金井市保育検討協議会）」においても、「多様なニーズ」として掲げられている一方で、市は予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言いがたい現状があると指摘されています。

これら多様なニーズに対応するため、市として次の取り組みを推進します。

（１）特別な配慮が必要な子どもの支援

特別な配慮が必要な子どもへの支援及び保育所への受け入れにあたっては、その子どもに対する支援等の内容を踏まえつつ、市全体での受け入れ枠の拡充に努めます。

また、特別な配慮が必要な子どもへの支援にかかる保育者のスキルを高めるため、小金井市児童発達支援センター「きらり」による巡回相談（「きらきらサポート」）の対象施設の拡充に努めます。

医療的ケア児についても、関係機関との連携・協力を図りながら、受け入れ態勢の整備に努めます。

（２）アレルギーのある子どもたちの保育

国が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改定版）」等も参考に十分な対策につき各保育施設に働きかけを行うとともに、アレルギー疾患に関する普及啓発を行い、保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。

（３）要保護児童・要支援家庭の支援

児童福祉施設である保育所の責務において、要保護児童及び要支援家庭に対する園内での日々の支援を行うほか、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とも連携・協力し、各園での支援の充実に努めます。

また、市は、子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの最善の利益を考慮して要支援家庭への支援を進めていきます。

（４）延長保育・休日保育や一時預かり

保育所の新規開設にあたっては、延長保育時間のさらなる延長や、一時預かり事業の実施などについて、積極的に取り組むように促します。

また、休日保育については、さらなるニーズ把握に努め、必要に応じて実施を検討します。

（５）病児保育・病後児保育

病児保育・病後児保育事業の整備（量の確保）については、保育の量の確保同様、「のびゆくこどもプラン 小金井」の中で、年度ごとに計画数を定めています。

3 保育施策の実現に向けた取組

保育所での保育においては、子どもを権利の主体として位置づける児童福祉の理念のもと、子ども一人ひとりについて、その人格を尊重し、生活や遊びを通して健やかで豊かな育ちを支え促していくことが求められており、各保育所においては、第2章で取り上げた「保育所保育指針」を共通の基盤としながら、各々の保育の理念や方針等に基づき、子どもの実態や家庭・地域の実情に即して保育が行われています。

一方で、保育の改善・充実の取組を進めていくには、公立や民間、認可や認可外等の区別なく、市内すべての保育所等において共通して取り組むべき今後の課題について共通理解を図るとともに、保護者や地域住民をはじめ、多様な関係者とも課題の解決に向けた取組について理解を共有し、連携することが必要となります。

これらのことを踏まえつつ、子どもの最善の利益を保障するために、第3章に掲げる「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を目指し、実現していくためには、小金井市が行政機関としての役割を十分に果たしていくことが不可欠となります。

●小金井市が果たすべき役割

- ① 市は、保育の実施主体との立場から、必要な保育サービスの量の確保はもとより、子どもの最善の利益を保障するために、率先して市内の保育の質の維持・向上に努めます。
- ② 本計画の実現・推進に向けて、必要な予算や組織の設置・運営等の確保・整備に努めます。
- ③ 本計画については、社会情勢の変化等も踏まえながら、必要に応じて、見直しを行います。